

# 役員・評議員報酬等支給基準

## 松青福社会

### (目的)

第1条 社会福祉法人松青福社会（以下「法人」という。）役員・評議員報酬等支給基準（以下「基準」という。）は、法人の定款第8条及び第21条の定めに従い、法人の評議員、理事、監事（以下「役員等」という。）に対する報酬等の支給について必要な事項を定めるものである。

### (役員等の範囲)

第2条 報酬等の支給をおこなう役員等は、次のとおりにする。

- (1) 評議員
- (2) 理事、ただし法人と雇用契約を結んでいない者（以下「外部理事」という。）に限る。
- (3) 監事

2 理事で法人と雇用契約を結んでいる者（以下「内部理事」という。）は、法人の給与規定に従い職員としての報酬（給与）を支払うので、この基準の対象とはならない。

### (報酬支給の範囲)

第3条 役員等が、次の会議に出席する場合に報酬を支給する。

- (1) 評議員については評議員会
- (2) 外部理事については理事会・評議員会
- (3) 監事については監事監査・理事会・評議員会
- (4) 役員等が、その任を執行するに当たって理事長が必要と判断した会議・研修会等

### (報酬の額)

第4条 役員等の報酬額は次のとおりにする。

第5条

1日 3,094円

2 外部理事及び監事の報酬の年間支給総額は評議員会において決するものとする。

(報酬の支払方法)

第6条 報酬の支払い方法は、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(役員等の費用弁償)

第7条 役員等が、法人のため理事長の要請を受けて法人の圏域(谷山圏域・鹿児島市圏域)外への出張や研修等に参加する場合には、第4条に定める報酬以外に、必要な経費の実費を弁償する。

(改廃)

第8条 この基準の改廃は、評議員会の議決を経ておこなうものとする。

附則

この基準は、2017年4月1日から施行する。